

公益社団法人 日本鍼灸師会  
会員の皆様

株式会社ウーベル保険事務所  
三井住友海上火災保険株式会社

## 鍼灸師団体所得補償保険・団体総合生活補償保険（MS&AD型）のご案内

この度、先生方におすすめします「鍼灸師団体所得補償保険」とは、いざ病気やケガで休業になったとき、月々の収入を補償するという生活上の力強いささえとなる保険です。

新規にご加入できる方は、現在健康で鍼灸師・マッサージ師のお仕事をされている会員の方で、ご加入時満年齢が20歳以上79歳以下の方です。団体総合生活補償保険は、会員のご家族で生後15日以上79歳以下の方もご加入できます。

- 加入時に医師の健康診断をうける必要はありません。
- 入院中はむろんのこと、医師の指示により自宅での療養期間も支払い日数に算入できます。（所得補償保険）
- 団体契約方式により団体割引（所得補償保険5%・傷害保険5%）が適用されており、個々で契約するより保険料が安くなっています。

非常に有利な内容となっておりますので、ぜひこの機会によくご検討の上多数のご加入を、お願い申し上げます。中途加入申込方法は下記の通りです。

### 記

#### 【 加入申込方法 】

申 込 票： 添付されています“**所得補償保険・団総合生活補償保険加入申込票**”に必要事項をご記入の上、郵送又はFAX番号に送信してください。

申 込 期 限： **毎月25日**

口座振替依頼書： 申込票が届き、受付が完了しましたら弊社より正式な“**加入申込票兼健康状況告知書**”と“**口座振替依頼書**”をご送付致しますので必要事項をご記入の上、金融機関お届け印を捺印して、申込期限の**翌月10日**までにご返送ください。

保 険 開 始 日： 申込期限の**翌月1日**から令和5年7月1日まで。

保険料のお支払い： **毎月22日**に指定口座よりお引き落としとなります。初回引去りは保険開始日の**翌月22日**になります。

お 問 い 合 せ 先： 株式会社ウーベル保険事務所  
TEL 03 (3553) 8552

日本鍼灸師会 団体

所得補償保険・団体総合生活補償保険 加入申込票

下段のご氏名等、必要事項を記入の上 FAX して下さい。

新規にご加入できる方は、現在健康で、鍼灸師・マッサージ師のお仕事をされている会員の方で、7月1日の満年齢が20歳以上 79歳以下の方です。 団体総合生活補償保険は、会員のご家族で生後15日以上 79歳以下の方もご加入できます。 但し、15歳未満の方は加入口数に制限があります。

1. 新規に加入します。

加入依頼日 令和4年 月 日

公益社団法人 日本鍼灸師会 御中

フリガナ 生年月日 : 昭和・平成 年 月 日  
 氏名 :  
 施術所住所 : 〒 (又は自宅)  
 施術所名 :  
 電話 : 施術所Tel 自宅Tel  
 携帯Tel

- 加入するセット(型)に○印をつけて下段に、加入する口数をご記入下さい。各セット(型)の保険金額・保険料等、詳しくはパンフレットの1ページ目をご覧ください。

所得補償保険 セット(型)	Hセット 免責なし 天災補償付	Mセット 免責なし	Gセット 免責4日 天災補償付	Fセット 免責4日	Tセット 免責7日 天災補償付	Sセット 免責7日
加入口数(20口限度)	口	口	口	口	口	口

- 加入するセット(型)に○印をつけて下段に、加入する口数をご記入下さい。また、オプション補償(ガン・介護・賠償)に加入する場合は加入するに○印をして下さい。各セット(型)の保険金額・保険料等、詳しくはパンフレットの2~4ページをご覧ください。

団体総合生活補償 保険(傷害補償) セット(型)	Dセット 天災補償付 入院・通院 補償付	Bセット 入院・通院 補償付	Cセット 天災補償付 死亡・後遺障害のみ	Aセット 死亡・後遺障害のみ
加入口数(10口限度)	口	口	口	口
団体総合生活補償 保険(疾病補償) セット(型) S1. S2 重複加入不可	S1 セット	S2 セット	疾病補償加入の方のみオプション加入 (いずれか選択・重複加入不可)	
			ガン診断保険金 GS セット	三大疾病診断保険金 SS セット
加入口数(1口限度)	加入する	加入する	加入する	加入する
団体総合生活補償 保険(介護一時金 補償)セット(型)	Hセット (本人介護)	Oセット (親介護)	個人賠償責任	
傷害補償・疾病補償ど ちらかの加入でオプ ション加入出来ます	加入する	加入する	加入する	

以上

※ 後日、正式な申込用紙をご送付致します。 ご不明点は、お問い合わせ先までご一報ください。  
 ※ 次回の更新時は、特段のご連絡がない場合は現在の加入コースで自動継続とさせていただきます。

# 日本鍼灸師会

## 所得補償保険 団体総合生活補償保険(MS&AD型)

### のすすめ

次のような場合に保険金をお支払します（補償内容はご加入のセット・オプションによって異なります。）。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)  
～傷害補償・疾病補償・オプション～

所得補償保険



ケガによる死亡や後遺障害、  
入院・通院したとき、手術を受けたとき



病気で入院・通院したとき、手術や放射線治療を  
受けたとき、先進医療を受けたとき



ケガや病気で働けなくなり、  
収入が減少したとき



第三者に対する損害賠償  
責任を負ったとき



がん・三大疾病と  
診断されたとき



ご自身や親御さまが所定の  
要介護状態になったとき

★疾病補償、所得補償、本人介護は79才までご加入いただけます！（親介護は89才まで）  
★傷害補償では、日射病、熱中症も補償されます！

保険期間

2022年7月1日午後4時から2023年7月1日午後4時まで1年間

申込締切

2022年6月10日（金）

### お申込上のご注意

①申込人・補償対象者となれる方は下表のとおりです。

保険種類	申込人	補償対象者となれる方
所得補償保険	(公社) 日本鍼灸師会の会員	(公社) 日本鍼灸師会の会員
団体総合生活補償保険 (MS&AD型)		(公社) 日本鍼灸師会の会員およびその家族* <※配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人>

②新規ご加入の方・内容変更、告知状況に変更のある方は**加入申込票**を**(公社) 日本鍼灸師会事務局**へご提出ください（変更箇所だけでなく、**すべてご記入願います。**）。

③所得保険金額については、設定金額が適切が毎年見直しをお願いいたします。（算出方法はP1をご確認ください。）

④個人の所得を補償するもので法人（事業所）の売上を補償するものではありません。

### <自動継続の取扱いについて>

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での**自動継続加入の取扱い**とさせていただきます。（年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。）

### お問い合わせ先

(幹事代理店・扱者)  
株式会社ウーベル保険事務所  
TEL: 03-3553-8552  
(募集代理店・扱者)

### (引受保険会社)

**MS&AD** 三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部 営業第一課

(日本鍼灸師会・団体保険推進本部)

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1

TEL 03-3259-6692

(団体窓口) **公益社団法人日本鍼灸師会 事務局** TEL 03-5944-5089

公益社団法人日本鍼灸師会

# 所得補償保険について

## <所得補償保険とは…>

- ★ 被保険者（補償の対象者）が保険期間中にケガ、病気または骨髄採取手術により就業不能となり、その状態が免責期間を超えて継続した場合、就業不能期間について所得補償保険金をお支払いいたします。
- ★ ケガ・病気の発生は業務中・業務外を問わず24時間いつでも補償の対象となります。
- ★ 団体割引5%が適用されています！
- ★ 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。
- ★ 加入にあたって面倒な医師の診査は不要です。（簡単な告知をしていただくだけです。）

79才まで  
ご加入できます！

## <所得補償> 保険金額と月払保険料（1口あたり）…20口限度

所得補償保険金額 セット名 ご加入年令	1か月5万円（てん補期間1年間）					
	Hセット 天災補償付 免責期間なし	Mセット 免責期間なし	Gセット 天災補償付 免責期間4日	Fセット 免責期間4日	Tセット 天災補償付 免責期間7日	Sセット 免責期間7日
20才～24才	840円	790円	530円	500円	450円	425円
25才～29才	895円	840円	580円	545円	505円	475円
30才～34才	1,040円	980円	710円	670円	625円	590円
35才～39才	1,225円	1,155円	840円	790円	780円	735円
40才～44才	1,455円	1,375円	1,045円	985円	975円	920円
45才～49才	1,685円	1,590円	1,215円	1,145円	1,165円	1,100円
50才～54才	1,910円	1,805円	1,415円	1,335円	1,350円	1,270円
55才～59才	2,000円	1,885円	1,485円	1,400円	1,440円	1,360円
60才～64才	2,060円	1,945円	1,560円	1,470円	1,515円	1,430円
65才～69才	2,475円	2,335円	1,870円	1,765円	1,820円	1,715円
70才～74才	4,125円	3,890円	3,120円	2,940円	3,035円	2,860円
75才～79才	6,185円	5,835円	4,680円	4,415円	4,550円	4,295円

・上記は（所得補償保険）職種別2級（鍼灸師等）の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。  
・年令は保険始期日（2022年7月1日）時点での満年令となります。上記の年令以外の方は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 所得補償保険ご加入にあたってのご注意

口数は平均月間所得額の範囲内でお決めください。  
(20口以上はご相談ください)



### ■ 保険金額（ご契約金額）の設定について

保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご案内いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適切な保険金額をお決めください。（就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。）

なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

■ 20口以上ご加入希望の方は、お申し込み前に代理店・扱者までご相談ください。また、口数にかかわらず、設定保険金額が適切か確認させていただくため、所得証明書のご提出をお願いする場合がございますので、ご承知おきください。

■ 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

## 平均月間所得額の算出方法

● 平均月間所得額とは、免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいい、事業所の売上高ではなく、個人の年間収入金額をベースに算出します。

### a. 給与所得者の場合（従業員、法人役員）

$$\frac{\text{年間収入金額}^{(注1)} - \text{就業不能の発生にかかわらず得られる収入}^{(注2)}}{12} = \text{平均月間所得額}$$

### b. 事業所得者の場合（個人事業主）

$$\frac{(\text{年間収入金額} - \text{事業の休止によって支出を免れる費用}^{(注3)} - \text{就業不能の発生にかかわらず得られる収入}^{(注2)}) \times \text{本人寄与率}^{(注4)}}{12} = \text{平均月間所得額}$$

(注1) いわゆる「手取り」ではなく各種税金を含めた総収入です。ボーナスを含みます。

(注2) 年金、利子、不動産賃貸料等をいいます。また、就業不能にかかわらず支給される役員報酬等もこれに含みます。

(注3) その事業に要する経費（交通費、交際費、通信費、原材料副資材購入費、電動料金、光熱費、商品仕入費、備品購入費等）をいいます。

※従業員の給与などは「事業の休止によって支出を免れる費用」には含まれません。

(注4) 売上高に対する事業主（被保険者）の貢献割合をいいます。当該事業を事業主本人1人だけで行っている場合は、100%となります。その他の場合は、共同経営者の有無、従業者の人数等の実態を勘案して設定します。

# 団体総合生活補償保険(MS&AD型)について

## <団体総合生活補償保険(MS&AD型)とは…>

- ★被保険者（補償の対象者）の**仕事**中、**スポーツ**中、**旅行**中、**家庭内**での**事故等**のケガを補償いたします。
- ★**団体割引5%**が適用されています！・前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。
- ★**入通院は1日目から補償**いたします（D・Bセット）。
- ★D・Bセットは**傷害手術保険金**もお支払いいたします。

日射病・熱中症  
も補償の対象です！

## <傷害補償> 保険金額と月払保険料（1口あたり）…10口限度

セット名（口数）		Dセット 天災補償付 （1口）	Bセット （1口）	Cセット 天災補償付 （1口）	Aセット （1口）
保険金額・保険金	傷害死亡・後遺障害保険金額	250万円	250万円	250万円	250万円
	傷害入院保険金日額	1,500円	1,500円	-	-
	傷害手術保険金	入院中の手術： 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術： 傷害入院保険金日額の5倍		-	-
	傷害通院保険金日額	1,000円	1,000円	-	-
保険料（月払）		800円	740円	340円	300円

おすすめ

## <疾病補償> 保険金額と月払保険料（1口あたり）…10口限度

79才まで  
ご加入できます！

セット名（口数）		S1セット （1口）	S2セット （1口）
保険金額・保険金	疾病入院保険金日額	5,000円	3,000円
	疾病手術保険金	入院中の手術： 疾病入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術： 疾病入院保険金日額の5倍	
	疾病放射線治療保険金	疾病入院保険金日額の10倍	
	疾病通院保険金日額	3,000円	1,500円
	先進医療費用保険金額	1,000万円	

満年齢	保険料（月払）	
	S1セット	S2セット
生後15日～4才	660円	420円
5～9才	520円	340円
10～14才	290円	210円
15～19才	290円	210円
20～24才	430円	290円
25～29才	610円	390円
30～34才	760円	490円
35～39才	810円	510円
40～44才	840円	520円
45～49才	1,080円	670円
50～54才	1,480円	900円
55～59才	2,070円	1,250円
60～64才	3,050円	1,830円
65～69才	4,760円	2,850円
70～74才	7,250円	4,290円
75～79才	12,160円	7,200円

・年齢は保険始期日（2022年7月1日）時点での満年齢となります。

・疾病通院保険金は入院に至らない通院、入院前の通院は保険金のお支払対象となりません。

傷害補償・疾病補償のセットをお申込みの方のみご加入いただけます。

- オプション補償のセットのみのご加入はできません。
- 傷害補償・疾病補償のセットの加入口数にかかわらず、オプションの加入限度口数は1口です。

## 日常生活のオプション～日常生活賠償保険金

### ◆日常生活における賠償

賠償責任を負った場合（借用品は対象外）



### ☆日常生活賠償特約

セット名	Kセット
日常生活賠償保険金額	1億円
保険料（月払）	140円

**示談代行サービスつき！**  
日本国内で発生した賠償事故については、三井住友海上が示談交渉をお引受します！！

自転車を運転中、歩行者をケガさせてしまった。

※ご本人が加入されれば、配偶者、同居の親族・別居の未婚の子も補償されます。

被保険者の範囲は、本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。

## 介護のオプション～介護一時金（本人介護） 親介護一時金（親介護）

### ◆介護の補償



ご本人さまの要介護状態に備える場合は…

### ☆介護一時金支払特約 ☆本人介護

被保険者の要介護状態が90日を超えて継続した場合、保険金をお支払いいたします。

介護一時金 本人介護 Hセット	
保険金額	100万円

満年齢	保険料（月払）
生後15日～34才	10円
35～39才	10円
40～44才	10円
45～49才	20円
50～54才	40円
55～59才	80円
60～64才	180円
65～69才	410円
70～74才	900円
75～79才	1,950円

◎年令は保険始期日（2022年7月1日）時点での満年齢となります。



親御さま<sup>(注)</sup>の要介護状態に備える場合は…

### ☆親介護一時金支払特約 ☆親介護

親御さまの要介護状態が90日を超えて継続した場合、保険金をお支払いいたします。

親介護一時金 親介護 Oセット	
保険金額	100万円

特約被保険者の満年齢	保険料（月払）
20～39才	10円
40～44才	10円
45～49才	20円
50～54才	40円
55～59才	80円
60～64才	180円
65～69才	410円
70～74才	900円
75～79才	1,950円
80～84才	4,980円
85～89才	10,620円

◎年令は保険始期日（2022年7月1日）時点での親御さまの満年齢となります。

・介護のため一時的に必要な費用（介護用品・住宅リフォーム費用等）に充当することを目的とした特約です。

（注）特約被保険者として指定できる親御さまは被保険者の親（姻族を含む最大2名）で、保険開始時点で満20才以上89才以下の方となります。

**このページのオプションは傷害補償・疾病補償のどちらかの加入で、お申込みいただけます！**

傷害補償・疾病補償のセットをお申込みの方のみご加入いただけます。

●オプション補償のセットのみのご加入はできません。

●傷害補償・疾病補償のセットの加入口数にかかわらず、オプションの加入限度口数は1口です。

79才まで  
ご加入できます！

## 病気のオプション～がん診断保険金 三大疾病診断保険金

◆がん・三大疾病の補償 三大疾病とは…がん、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。



がんと診断され治療を開始した場合、または急性心筋梗塞や脳卒中と診断され、治療のために入院を開始した場合に一時金をお支払いいたします。

※がん診断保険金補償特約と三大疾病診断保険金補償特約は重複加入することができません。必ずどちらかを選択のうえ、ご加入ください。

☆がん診断保険金補償(待機期間不設定型)特約

☆三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約

がん診断保険金 GSセット	
保険金額	100万円

三大疾病診断保険金 SSセット	
保険金額	100万円

満年齢	保険料(月払)
生後15日～4才	30円
5～9才	30円
10～14才	30円
15～19才	30円
20～24才	40円
25～29才	1,400円
30～34才	2,600円
35～39才	4,200円
40～44才	6,400円
45～49才	9,500円
50～54才	1,180円
55～59才	1,880円
60～64才	3,640円
65～69才	4,880円
70～74才	6,260円
75～79才	6,520円

満年齢	保険料(月払)
生後15日～4才	70円
5～9才	70円
10～14才	70円
15～19才	70円
20～24才	90円
25～29才	2,300円
30～34才	4,200円
35～39才	6,400円
40～44才	9,600円
45～49才	1,430円
50～54才	1,760円
55～59才	2,790円
60～64才	5,320円
65～69才	7,090円
70～74才	9,060円
75～79才	9,420円

・年齢は保険始期日(2022年7月1日)時点での満年齢となります。

このページのオプションは疾病補償にご加入いただいたうえで、お申込みください！  
※傷害補償のみのご加入ではお申込みできません。

## 注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険（MS&AD型）・所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

### 1. クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は公益社団法人日本鍼灸師会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

#### 【告知事項】

##### 【団体総合生活補償保険】

①他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報

(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「年令」（病気を補償する契約に限ります。）

③被保険者の健康状況告知（病気を補償する契約に限ります。）

(注)告知事項の回答にあたっては、パンフレットの「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

##### 【所得補償保険】

①被保険者の「職業・職務」

②他の保険契約等<sup>(\*)</sup>に関する情報

(\*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

③被保険者の「生年月日」「年令」

④被保険者の健康状況告知

#### 【健康状況告知について】

##### 【団体総合生活補償保険】

・健康状況告知書ご記入のご案内をご参照ください。

##### 【所得補償保険】

・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。

・健康状況告知の内容によってはご加入をお引受できない場合、または特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしないことを条件にお引受する場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受した場合でも、ご加入時<sup>(\*1)</sup>より前に発病した病気<sup>(\*2)</sup>（発病日は医師の診断<sup>(\*3)</sup>によります。）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い<sup>(\*4)</sup>は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の際が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(\*1)新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(\*2)就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

(\*3)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(\*4)特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご契約した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

#### (2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）【所得補償保険】

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

#### 【通知事項】

・加入者証記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

#### (3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等<sup>(\*)</sup>で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず記入してください。

(\*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

#### ■保険金受取人について

保 険 金 受 取 人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注) 傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

#### 【所得補償保険】

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。



**【団体総合生活補償保険】**

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。
  - ①この保険契約(\*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
  - ②保険契約者または保険金を受け取るべき方が、次のいずれかに該当する行為があったとき
    - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
    - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
  - ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
  - ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約(\*)の存続を困難とする重大な事由を発生させたとき
  - ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約(\*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
 また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。
 

(\*)保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

**【所得補償保険】**

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約(\*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約(\*)を解約しなければなりません。
 

(\*)保険契約  
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険および所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約または加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合または1契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約等の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約等>

	今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
①	団体総合生活補償保険（MS&AD型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償特約
②	所得補償保険	他の所得補償保険

**3. 補償の開始時期**

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、15 ページ記載の方法により払込みください。15 ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

**4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等**

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

5～12ページをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。（所得補償保険を除く）
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

**5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い**

- (1) 保険料は、15 ページ記載の方法により払込みください。15 ページ記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

**【団体総合生活補償保険】**

- (2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする状況が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

**6. 失効について**

**【団体総合生活補償保険】**

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

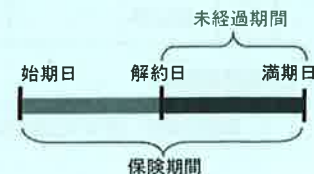
**【所得補償保険】**

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

**7. 解約と解約返れい金**

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

- ・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。



## 8. 保険会社破綻時等の取扱い

13 ページをご参照ください。

## 9. 個人情報の取扱いについて

14 ページをご参照ください。

## 10. 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

### (1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

### (2) 新たな保険契約（団体総合生活補償保険（MS&AD型）・所得補償保険）をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受できない場合や、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受する場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

### この保険商品に関するお問い合わせは

【幹事代理店・扱者】 ウーベル保険事務所  
TEL 03-3553-8552

### 三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277（無料）  
電話受付時間：平 日 9:00～18:00  
土日・祝日 9:00～17:00  
（年末年始は休業させていただきます。）

### 万一、ケガをされたり、病気になられた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」  
0120-258-189（無料）

事故はいち早く

【団体総合生活補償保険】  
事故の連絡は、「インターネット受付」も行っています。  
インターネット事故受付サービス

「三井住友海上保険金請求WEB」は、こちらから

※対応可能な事故は限定されています。詳細はWEB画面をご覧ください。



### 指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

- 【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】0570-022-808
- ・受付時間[平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・携帯電話からも利用できます。IP 電話からは03-4332-5241 におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

# 団体総合生活補償保険（MS&A D型） 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重<sup>(\*)</sup>することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。

(\*) 保険金額の増額、支払限度日数の延長等、疾病にかかわる補償を拡大することをいいます。

## 1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

(注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちいずれかの方がお答えください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 <b>親介護</b>	・基本補償部分の被保険者（子）が特約被保険者（親）を代理して回答（記入・署名）ください。告知にあたっては、特約被保険者（親）について、ご存知の内容に基づき回答されるのではなく、この書面および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者（親）にご説明のうえ、質問事項に対する回答をそのまま記入ください。 ・特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄に記入ください。

## 2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

## 3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

## 4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次の取扱いとさせていただきます。

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	次のいずれかとなります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。この場合でも、特定の疾病・症状群に該当しないものは、「6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い」が適用されます。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	②ご加入はお引受できません。
介護一時金支払特約 <b>本人介護</b>	
先進医療費用保険金補償特約	ご加入はお引受できません。
親介護一時金支払特約 <b>親介護</b>	

## 5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。

現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなることがあります。

## 6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 <sup>(*1)</sup> より前に発病した病気 <sup>(*2)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 <sup>(*3)</sup> からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 <sup>(*1)</sup> より前に被ったケガまたは発病した病気 <sup>(*2)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 <sup>(*1)</sup> より前に発病したがん（悪性新生物） <sup>(*4) (*5)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、医師によってがんと診断された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 <sup>(*1)</sup> より前に発病した三大疾病 <sup>(*6)</sup> については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、医師によってがんと診断された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
介護一時金支払特約 <b>本人介護</b>	ご加入をお引受した場合でも、ご加入時 <sup>(*1)</sup> より前に要介護状態の原因となった事由が生じていた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が生じた時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 <b>親介護</b>	

( \* 1 ) 同一の保険金を補償するセットを継続加入される場合は、継続加入してきた最初のその保険金を補償するセットのご加入時をいいます。

( \* 2 ) その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

( \* 3 ) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術の開始時」、「放射線治療の開始時」に疾病入院が開始したものとなります。

( \* 4 ) 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣（最初にご発生した場所をいいます。）が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

( \* 5 ) そのがんと医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

( \* 6 ) その三大疾病と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断（人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。）によります。

## 7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

### 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

特約の名称	取扱い
疾病補償特約	継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。 【ご注意】 ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。 ◎特約によっては、新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病等時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。 ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
先進医療費用保険金補償特約	
がん診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
三大疾病診断保険金補償（待機期間不設定型）特約	
介護一時金支払特約本人介護	
親介護一時金支払特約親介護	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入することはできませんので、説明すべき事項はありません。

## 所得補償保険 健康状況告知書ご記入のご案内（必ずお読みください）

### 以下の注意点を読んで、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご記入ください。

<継続加入の場合で、保険責任を加重（\*）することなく継続いただく場合には、あらためて健康状況を告知いただく必要はありません。>  
 （\*）保険金額の増額、免責期間の短縮、てん補期間の延長、病気を補償する特約の追加等、補償を拡大することをいいます。

#### 1. 健康状況告知の重要性

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者（補償の対象者）ご自身が、ありのままを正確に漏れなくお答えください。

#### 2. 正しく告知されなかった場合の取扱い

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

#### 3. 書面によるご回答のお願い

- ・代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。
- ・代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ず加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

#### 4. 「健康状況告知書質問事項」に該当される場合

「健康状況告知書質問事項」に該当された場合、ご加入のお引受について次のいずれかの取扱いとさせていただきます。

- ①特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受します。
- ②ご加入はお引受できません。

#### 5. 現在の契約を解約・減額し、新たなご加入を検討されているお客さまへ

※詳しくは重要事項のご説明（注意喚起情報）をご覧ください。  
 現在の契約を解約・減額し、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にお答えいただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入できなかつたり、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入をお引受することがあります。また、正しく告知をされなかつた場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

#### 6. 保険期間の開始前の発病等の取扱い

ご加入をお引受した場合でも、ご加入時（\*<sup>1</sup>）より前に発病した病気（\*<sup>2</sup>）（発病日は医師の診断（\*<sup>3</sup>）によります。）または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱い（\*<sup>4</sup>）は、健康状況告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

（\*<sup>1</sup>）新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

（\*<sup>2</sup>）就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。

（\*<sup>3</sup>）人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

（\*<sup>4</sup>）特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入した場合の特定の疾病・症状群に該当しないものについても例外ではありません。

## 7. その他ご留意いただく点

- ・ご加入のお申込み後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただく場合があります。
- ・「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

### 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時に、あらためて健康状況の告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。

【ご注意】

- ◎現在の健康状況等によっては、継続加入できなかつたり、保険金をお支払いしない疾病・症状群が追加・変更されたりすることがあります。
- ◎新たな告知内容に応じた条件で継続いただいた場合でも、保険金のお支払額は、発病時点の保険契約の条件で算出した金額となる場合があります。
- ◎保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

# 生活サポートサービス

ご相談  
無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険・所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

\*メンタルヘルス相談は疾病補償プラン（精神障害補償の有無は問いません）加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 健康・医療



◆メンタルヘルス相談  
平日 9:00～21:00  
土曜日 10:00～18:00  
■上記以外  
年中無休 24 時間対応

### ■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

### ■メンタルヘルス相談

＜疾病補償プラン加入者限定＞  
メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。  
\*対面によるご相談は予約制で、1回 50 分以内、1人につき年間 5 回までとなります。

### ■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET 検査機関紹介、健康チェックサービス）  
提携機関をご紹介します。  
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

### ■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。  
\*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

### ■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

### ■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。  
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

## 介護



年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

### ■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

### ■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

### ■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

## 認知症・

## 行方不明時の 対応相談

年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

### ■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。



### ■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

## 暮らしの相談



平日 14:00～17:00

### ■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。  
弁護士相談は予約制となります。

### ■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。  
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## 情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00～17:00

### ■子育て相談（12 才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

### ■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報

### ■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: [https://www.ms-ins.com/kenko\\_kaigo/](https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/)

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

\* 平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

\* お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限りです。

\* 本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

\* 本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

A21-102633 使用期限：2023 年 7 月 1 日